

令和2年3月13日 九州地方整備局 山国川河川事務所 上 毛 町

山国川で初めての「河川防災ステーション整備計画」が登録 〜国と町が連携した災害に強い地域づくりをめざして〜

〇山国川では、平成24年7月九州北部豪雨で観測史上最高水位を観測する洪水の 発生を受け、国と町が連携した災害に強い地域づくりを目指してきました。

〇このたび、山国川で初めての「河川防災ステーション整備計画」が登録されました。

〇国土交通省では、洪水時の水防活動や緊急復旧活動を行う拠点となる「河川防災 ステーション」の整備を、上毛町と連携し進めていきます。

~ 唐原地区河川防災ステーションの主な整備内容~

【国土交通省】

- ・洪水時の水防活動や緊急復旧活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前 に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面 積を確保するために「河川防災ステーション」の整備を行います。
- ・遠方にて災害が発生した場合は、国道10号や東九州自動車道を活用して、広域支援を実施します。

【上毛町】

- ・水防活動を円滑に行う拠点として水防センター等の整備を行います。
- ・災害時は水防活動の現場司令室、水防資材を備蓄する水防倉庫等の機能を有し、平常時は防災教育等の活動の場や地域のコミュニティの場として利用します。併せて別途登録された「山国川下流地区かわまちづくり」と連携していきます。

《添付資料》

別紙 計画の概要

参考 河川防災ステーションの概要

※ 今後、関係者への説明や協議・調整を行いながら、丁寧に進めてまいります。

なお、登録証の伝達式については、日程が決まり次第、別途お知らせします。

【九州地方整備局 記者発表】http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r1/20031305.html

く問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

電話:0979-24-0571(代表)

技術副所長 井上 幸治(いのうえ こうじ)

課長 古長 久典(こちょう ひさのり)

上毛町

電話:0979-72-3111

総務課長 岡﨑 浩(おかざき ひろし)

係長 宮吉 保男(みやよし やすお)

「唐原地区河川防災ステーション」(福岡県上毛町)

別紙

こうげまち 福岡県上毛町 市町村名

やまくにがわ やまくにがわ 山国川水系山国川

対象河川: 1. 概要

> 山国川では、平成24年7月洪水で家屋等の浸水被害が発生しています。 唐原地区 河川防災ステーションは、山国川水系の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急 復旧活動を行う上で必要なコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄、駐車場、ヘリ ポート等の整備を行うとともに、上毛町が水防センターを設置するなど、災害時の活動 拠点となる施設です。

> また、「山国川下流地区かわまちづくり」と連携したサイクリングターミナルとしての活用 や、防災訓練や防災学習の場としての活用など、平常時の利活用を推進することで、 地域の賑わいづくり及び防災に対する意識向上を図ります。



2. 整備内容

国土交通省 : 盛土造成、緊急復旧用資材(根固めブロック等)の備蓄、ヘリポート等

上毛町 : 水防センタ-



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

河川防災ステーション

~地域で守るふれあいのスペース~

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 集落や市街地に近く、通常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長の承認を受ける必要があります。

整備計画の申請は河川管理者が行いますが、水防管理者と一体として整備する施設ですので、市町村と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。よって、新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者(直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等)と調整した上での要望をお願いいたします。

